

製菓衛生師に係る手数料納付方法

○納入通知書による手数料納付

*各市町担当課に配布されている手数料納入通知書と申請に必要な手数料を、

※1 決められた金融機関に持参し、手数料を納付後、申請窓口に申請書・

払込証明書を持参し、手続きを行ってください。

(新規免許申請の方は広島県から送付の合格通知書に同封された納入通知書を使用できます。)

※1 決められた金融機関

指定金融機関

全国の 広島銀行

収納代理金融機関

全国の みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行

鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行

山口銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行

福岡銀行、西日本シティ銀行、トマト銀行

もみじ銀行、西京銀行（山口県内店舗に限る）

香川銀行、愛媛銀行、笠岡信用組合

信用組合広島商銀、中国労働金庫

広島県内の 各信用金庫

朝銀西信用組合、広島市信用組合

広島県信用組合、両備信用組合、備後信用組合、

広島県信用農業協同組合連合会、各農業協同組合

広島県信用漁業協同組合連合会

* 次の市の場合、現金による手数料納付も可能

広島市・呉市・福山市に居住地がある方で、広島市・呉市・福山市免許申請担当窓口に申請をされる方は申請に必要な手数料を申請窓口に申請書類と一緒に持参ください。

<お問い合わせ先>

手数料の納付方法については申請先の *各市町担当課に連絡してください。
(* 製菓衛生師手続き機関一覧参照)

○広島県外に居住されている方について

手数料納入通知書を県庁から送付します。（地域に指定の金融機関がない場合はご相談ください。）手数料を納付後、払込証明書を申請書類に同封のうえ、広島県庁 食品生活衛生課に送付してください。

<お問い合わせ先>

広島県健康福祉局食品生活衛生課食品衛生グループ ☎ 082-513-3106